

## 令和7年度特別支援教育就学奨励費に係る申請書の提出について

春日井市では、特別支援学級に在籍する児童生徒の世帯に対し、就学奨励のため教育費用の一部を助成する制度を設けています。

受給のためには世帯全員の収入状況を把握する必要があります。申請書には、世帯状況、所得課税情報等を春日井市教育委員会が閲覧することへの誓約・同意も含まれているため、『特別支援教育就学奨励費受給申請書』を学校へ提出してください。なお、この就学奨励制度は、世帯構成・収入状況等により受給費目が限られる場合があります。

### 【注意事項】

- 1 令和7年1月2日以降に春日井市に転入された方は、前住地の市区町村の所得証明書等（源泉徴収票または確定申告書の控え等令和6年分の所得の確認ができるもの）の写しを提出してください。
- 2 経済的な理由によって、小中学校への就学が困難な児童生徒の世帯に対しては、学用品費等の一部を支給する「就学援助」の制度があります。就学援助費を受給している場合でも、特別支援教育就学奨励費受給費目『交流及び共同学習に要する交通費』及び『通学に要する交通費』については、受給することができます。
- 3 特別支援教育就学奨励費の申請を辞退される方は、「辞退届」のみを学校へ提出してください（「辞退届」の用紙は、学校にあります）。

### 【支給費目】

学用品購入費、校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの）、修学旅行費、新入学児童・生徒学用品費等、学校給食費、交流及び共同学習に要する交通費、通学に要する交通費、

※収入状況等によって、対象とならない費目もあります。